

東尾張サッカー協会規約

- 第1条 本協会は、東尾張サッカー協会と称す。
- 第2条 本協会は、事務局を東尾張サッカー協会に置く。
- 第3条 本協会は、サッカー競技に関する健全な普及・発展・競技精神の高揚を目的とする。
- 第4条 本協会は、社会人部会・中学部会・少年部会・女子部会に区分される。
- 第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の行事を行うものとする。
- 第1項 大会の運営
- 第2項 競技の奨励、及び競技技術の研究・技術の向上、及び指導。
- 第3項 審判技術の研究・技術の向上、及び審判員の養成並びに派遣。
- 第6条 本協会に、次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名
理事 若干名 会計 1名 会計監査員 2名
- 第7条 会長・副会長は、総会の推薦による。
- 第8条 理事長は、理事会の推薦による。
- 第9条 理事は、次の各項により推薦され、理事会で承認されたものをあてる。
社会人・中学・少年・女子の各部会より若干名。
- 第10条 役員の任期は2年とする。但し、重任又は再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は直ちに補充し、任期は前任者の残任期とする。
- 第11条 会長は、本協会を代表し、業務を総監する。
- 第12条 理事長は、会長の命により本協会の一般業務について処理する。
- 第13条 副理事・理事は、理事長の命により一部業務について処理する。
- 第14条 会長は、役員を招集し重要事項を審議する。
- 第15条 理事長は、必要の都度理事を招集し審議する。
- 第16条 本協会の運営費等は、会費・助成金・寄付金、及びその他の収入をもってあてる。
- 第17条 本協会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 第18条 本協会の規約は、理事会において変更することができる。
- 第19条 本協会の規約の違反者(団体)があった場合、各部会の報告を受け総会又は理事会の決定により、その資格を停止させるか、除名することができる。
- 第20条 本協会の規約は別に定める本協会の運営上の諸規定、及び各部会の規定等は本規約と同等の効力を持つ。
- 第21条 本協会名を無断で使用することを禁止する。
- 第22条 本協会の規約は、平成10年4月1日より施行する。
- 第23条 本協会の規約は、2019年4月1日より施行する。